

特定建設作業の種類		騒音規制法に基づく作業	振動規制法に基づく作業	市条例に基づく作業	備考
くい打機を使用する作業		○	○	○	ディーゼルパイルハンマ ドロップハンマ 等
	圧入式	○	—	○	油圧圧入 ワイヤ圧入
	アースオーガ併用	—	○	○	直打工法（プレボーリング 工法、中掘工法 等）
	もんけん	—	—	—	
場所打ちくい工法	—	—	—	オールケーシング工法 （ベノト工法） アースドリル工法 等	
くい抜機		○	○	○	パイルエキストラクタ 等
	油圧式	○	—	○	
くい打くい抜機		○	○	○	
	圧入式	—	—	—	
びょう打機		○	—	○	
	インパクトレンチ	—	—	○	
さく岩機 ※1		○	—	○	ジャックハンマ 等 （コンクリートカッター、 ニブラ等は対象外）
ブレーカー ※1	手持式	○ （さく岩機を使用する作 業として届出）	—	—	ハンドブレーカー ピックハンマ 電動チップー 等
	その他	○ （さく岩機を使用する作 業として届出）	○	○	ジャイアントブレーカー 等
空気圧縮機	電動式	—	—	—	
	その他（15kw以上）	○	—	○	さく岩機の動力として使用 する作業を除く
コンクリートプラントを設けて行う作業 （混練容量0.45㎡以上のもの。ただし、 モルタル製造作業は除く）		○	—	○	
アスファルトプラントを設けて行う作業 （混練容量200kg以上）		○	—	○	
鉄球を使用して建築物その他の工作物を 破壊する作業		—	○	○	
舗装版破砕機 ※1		—	○ （ハンマを落下させるも の）	○ （ハンマを落下させるも の）	
バックホウ		○※2 （80kwを超えるもの）	—	○ （類するものを含む）	
パワーショベル		— バックホウに該当する場合は バックホウとして届出	—	○ （類するものを含む）	
トラクターショベル		○※2 （70kwを超えるもの）	—	○	
ブルドーザー		○※2 （40kwを超えるもの）	—	○ （類するものを含む）	
振動ローラー		—	—	○	

※1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※2 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定しているものを除く。（低騒音型等）